告 示

埼玉県告示第千五十二号

より指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定に 三十九号)第一条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

大久保 光修	新浪博	菅原 壯 一	関根利藏	新井富夫	髙橋邦泰	医師の氏名
じん臓機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	指定障害区分
医療法人社団全仁会東都春日部病院	埼玉医科大学国際医療センター	医療法人蒼龍会武蔵嵐山病院	院医療法人財団明理会春日部中央総合病	合病院医療法人社団武蔵野会新座志木中央総	福祉メディカルセンター社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念	医療機関の名称
—七	—— 日高市山根千三百九十七	百三十五比企郡嵐山町大字太郎丸	春日部市緑町五—九—四	新座市東北一—七—二	三十八入間郡毛呂山町大字毛呂	医療機関の所在地
平成二十九年八月十五日	平成二十九年六月三十日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年五月二十一日	同	平成二十九年四月一日	辞退年月日

| 七